

第4節 水素の普及促進

〈主な指標と最新実績〉

水素ステーション設置数（2023[令和5]年度）:

1か所

第1項 水素の利用促進

1 水素の利用促進 【グリーンイノベーション推進課】

(1) 基本方針

県は、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」、宣言3「災害時の停電ゼロ」を実現するための取組として、「水素社会の実現」を掲げています。2020（令和2）年4月に県内初の水素ステーションが整備され、水素社会の実現が身近なものになりつつあります。

水素は、炭素分を含まず、二酸化炭素を排出しないという環境特性に加え、エネルギーキャリアとして再生可能エネルギー等を貯め、運び、利用することができる特性（貯蔵性、可搬性、柔軟性）を持っていることから、我が国のエネルギー安全保障と温暖化対策の切り札として期待されています。

一方で、水素社会の実現のためには、更なる技術開発、コスト低減、水素ステーションやパイプラインといった水素供給のためのインフラ整備など多くの課題があります。

(2) 課題解決に必要な施策の方向性

国は、2017（平成29）年12月に「水素基本戦略」を示し、2019（平成31）年3月には「水素・燃料電池ロードマップ」を改訂し、2019（令和元）年9月には、同ロードマップに掲げる目標の達成に向けて「水素・燃料電池技術開発戦略」を策定しました。これらの国の施策に歩調を合わせて、本県においても水素社会の実現に向けた取組を進めます。

(3) 水素社会の実現に向けて

水素の利活用においては、家庭や業務・産業用の燃料電池の導入促進に加え、運輸部門における排出量の削減につなげるため、燃料電池自動車（FCV）の普及も重要です。また、国の「グリーン成長戦略」は、水素を燃料とする燃料電池トラック（FCトラック）の実証を進め、商用化を加速させるとしています。

県は、これらの動向に合わせた情報提供を行い、運輸部門での水素利用を進めます。

2 水素利活用実証事業 【(企)経営戦略課・(企)発電課】

県企業局では、脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー電源の安定化のため、次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーの利活用について、調査研究を実施します。

「板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業」の実施にあたり、

2023（令和5）年度に、プロポーザル方式で決定した優先交渉者との契約を締結しました。グリーン水素を活用した水素利活用事業について、2024（令和6）年度の運用を目指し、設計、工事を進めます。